

前橋市道路占用料徴収条例の改正について（議案第37号）

道路管理課

1 改正の理由

道路法の規定に基づき、歩道等に設けられる食事施設等の占用料の額を定める。

2 内容

食事施設等に係る道路の占用許可を受けた者から徴収する占用料は、次のとおりとする。

占 用 物 件		単 位	占用料 (円)
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
		占用面積1平方メートルにつき1年	

※ Aは、近傍類似の土地の時価

3 施行期日

令和3年4月1日